

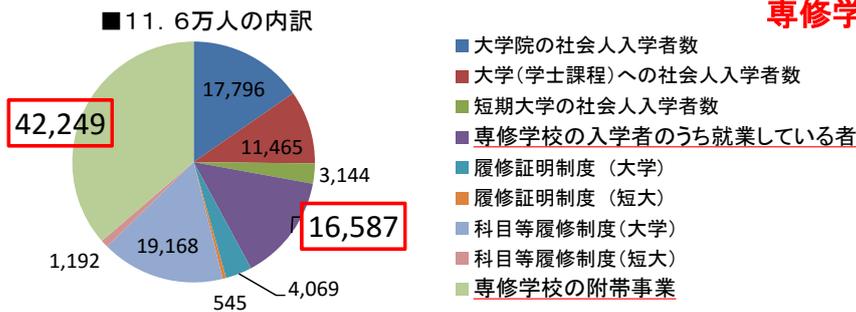
2. 人材養成関係

- ①地域の人づくり・実践的な産学連携教育
- ②社会人受入れ(社会人学び直し施策)
- ③グローバル化(留学生施策)

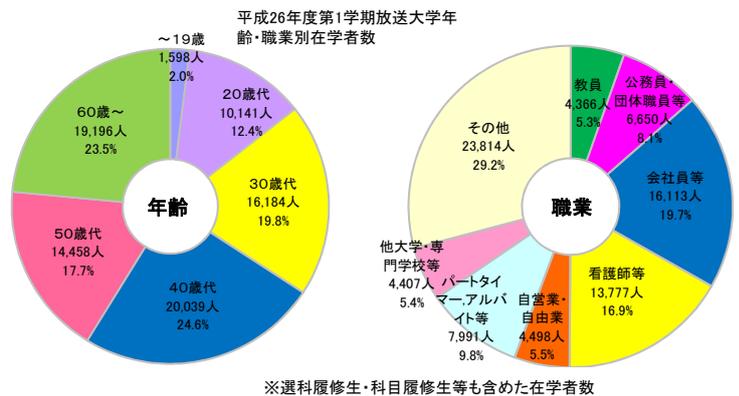
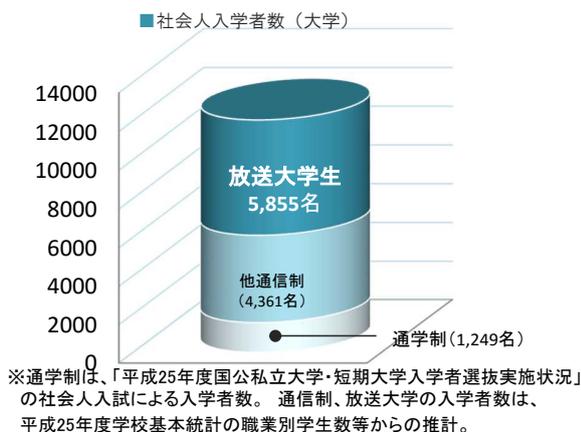
高等教育機関における社会人の学び直しに関する現状と課題

✓ 高等教育機関で学び直しを行っている人数(平成26年4月時点)は、**11.6万人**

専修学校が約6万人と半数を占める



■ 大学(学士課程)への社会人入学者(11,465人)のうち、**51.1%**が放送大学生(**5,855人**)



高等教育機関における社会人の学び直しに関する現状と課題

✓ 我が国では、25歳以上の高等教育機関への入学者が少ない。

■25歳以上の入学者の割合の国際比較(2011)

【大学型高等教育機関(学士課程)】

・OECD各国平均19.6% **日本1.9%**

【非大学型高等教育機関】

・OECD各国平均39.8% **日本18.9%**

出典: OECD教育データベース2009年(日本の数値は「学校基本統計」と文部科学省調べによる社会人入学生数)

<参考>

■高等教育機関進学率(大学型高等教育) OECD各国平均60% **日本52%**

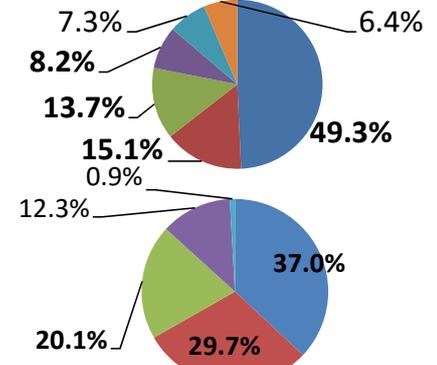
出典: 図表で見る教育 OECDインディケーター(2013年版)

✓ 高等教育機関での学び直しの課題として、仕事の忙しさ(時間)、費用負担、カリキュラムの充実を挙げる人が多い。

■「学び直しをする上での問題」について

- ・費用負担が大きい **49.3%**
- ・仕事が忙しい **15.1%**
- ・カリキュラムが充実していない **13.7%**
- ・会社の理解が得にくい **8.2%**

■費用負担が大きい
■仕事が忙しい
■カリキュラムが充実していない
■会社の理解が得にくい
■通学に時間がかかる
■その他



出典: 内閣府「若者・女性の活躍推進に関するアンケート調査」(H24)

✓ 企業が学び直しの課題として挙げられるものでも、仕事の忙しさや費用負担の回答が多い。

■「企業が基幹的人材の教育訓練を進める上での課題」について(複数回答可)

- ・従業員が忙しすぎて、教育訓練を受ける時間が無い **30.4%**
- ・社外の教育訓練機関を使うのにコストがかかりすぎる **21.6%**

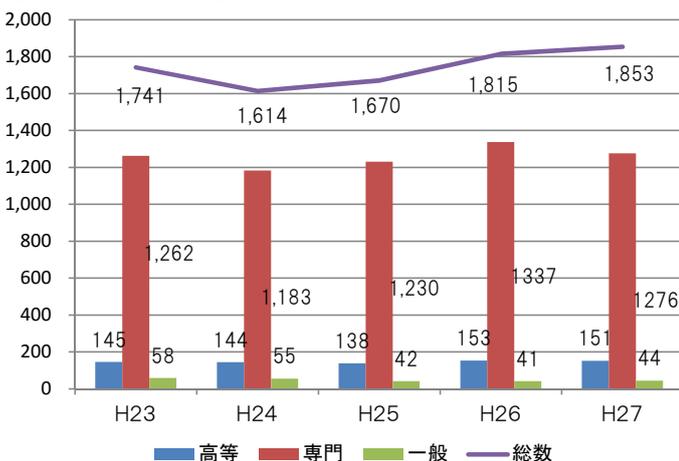
出典: (独)労働政策研究・研修機構 中小製造業(機械・金属関連産業)における人材育成・能力開発(H24)

社会人の受入状況(私立専修学校)

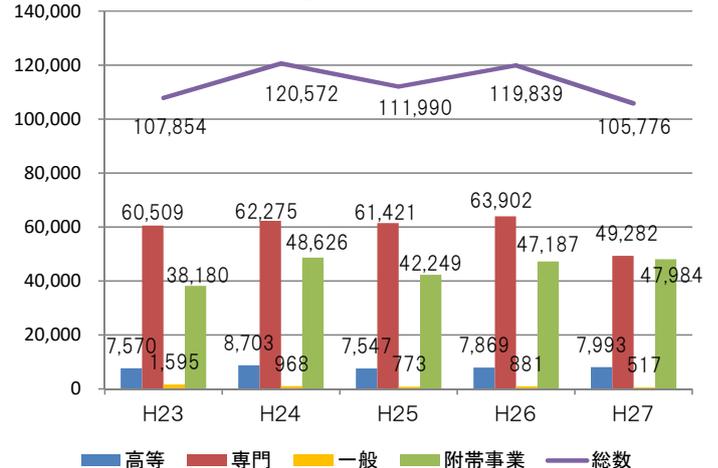
○社会人の受入状況

年度	受入総学校数					受入総人数				
	高等	専門	一般	附帯事業	総数	高等	専門	一般	附帯事業	総数
H23	145	1,262	58	276	1,741	7,570	60,509	1,595	38,180	107,854
H24	144	1,183	55	232	1,614	8,703	62,275	968	48,626	120,572
H25	138	1,230	42	260	1,670	7,547	61,421	773	42,249	111,990
H26	153	1,337	41	284	1,815	7,869	63,902	881	47,187	119,839
H27	151	1,276	44	382	1,853	7,993	49,282	517	47,984	105,776

○社会人の受入学校数の推移



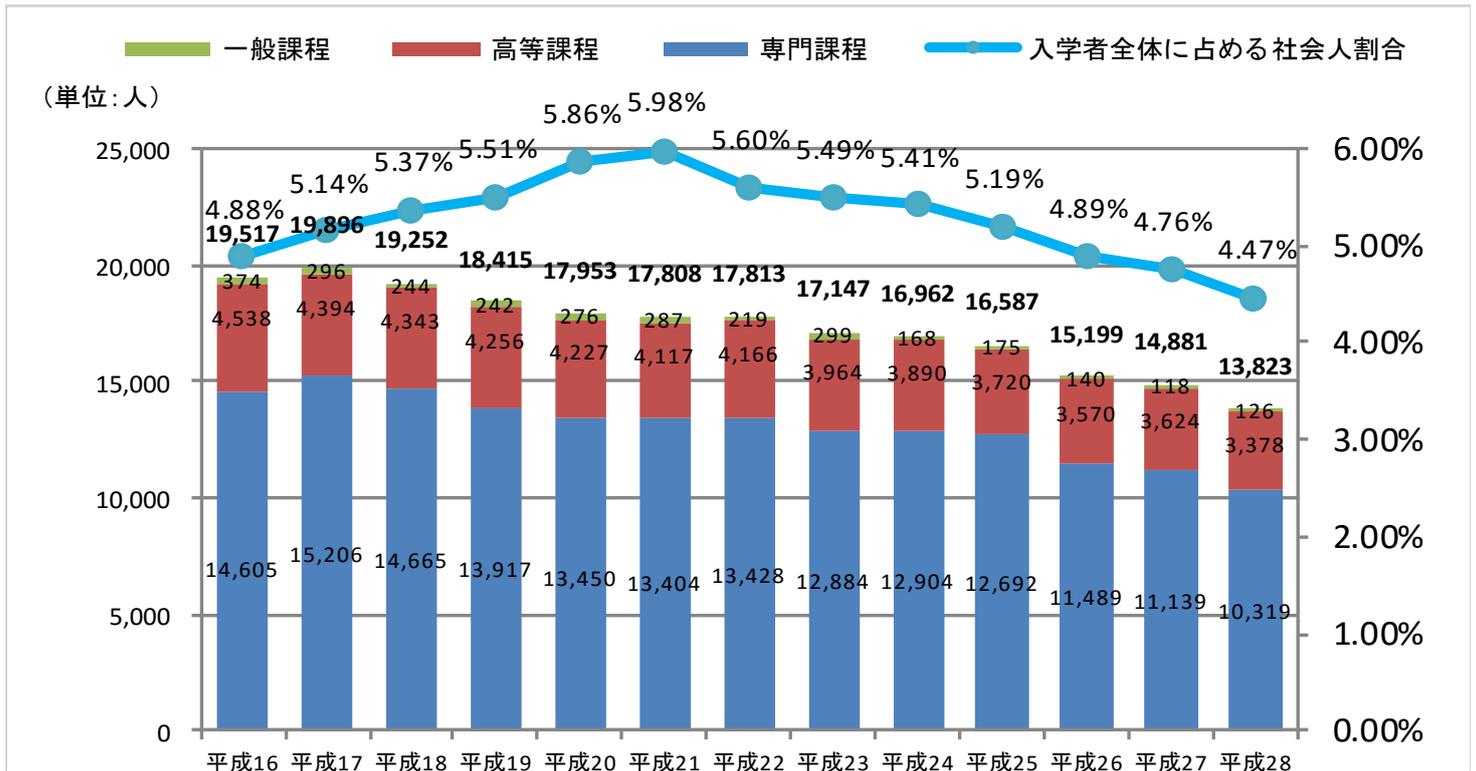
○社会人の受入生徒数の推移



※出典: 平成27年度私立高等学校等実態調査

入学者のうち就業している者の推移（専修学校）

専修学校への入学者のうち就業している者の数は平成17年度をピークに減少し、平成28年度の入学者のうち就業している者は、約1万4千人。

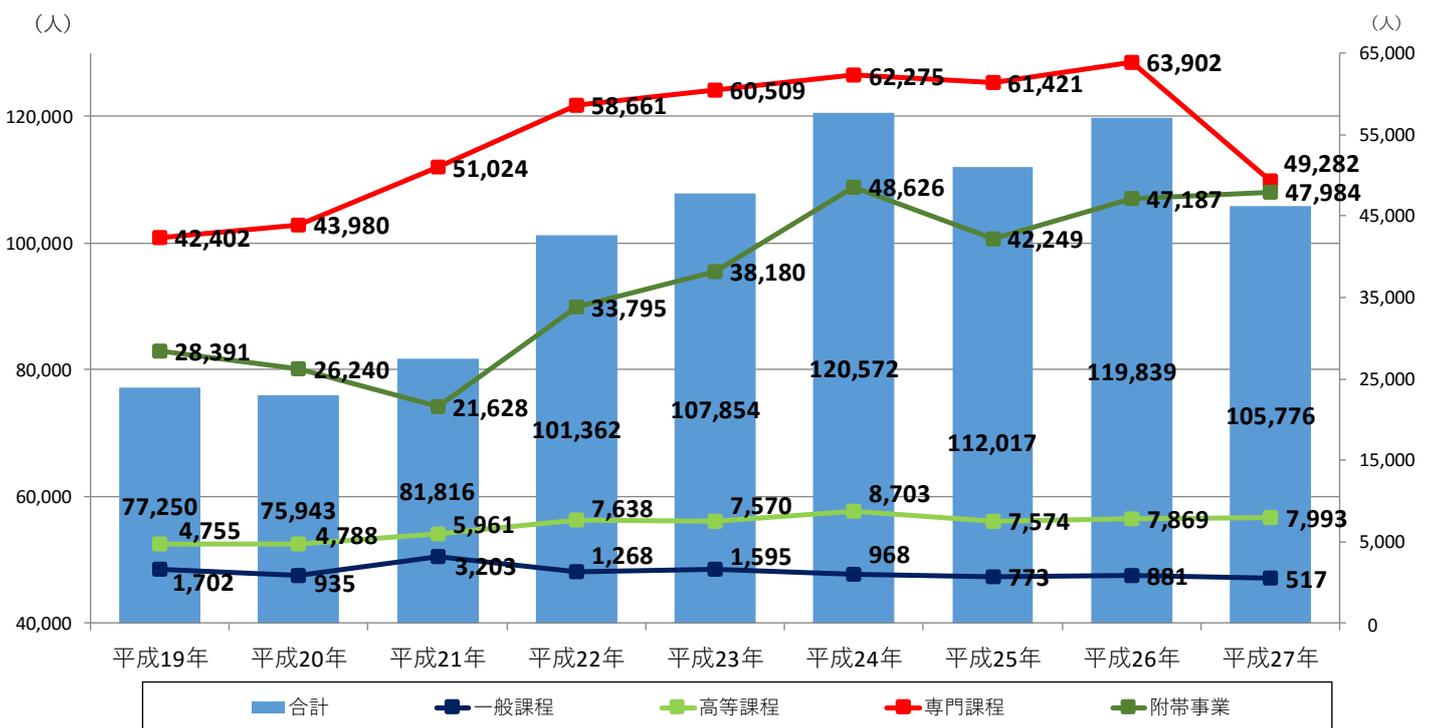


※ 出典: 学校基本統計

※ 「就業している者」とは、会社、工場、商店、官公庁等の事業所に勤務し、給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就いている者をいう。自家業・自営業を営んでいる者を含み、家事手伝い、臨時的な仕事に就いている者は含まない。

社会人の在 student 数の推移（私立専修学校）

私立専修学校における社会人の在 student 数は、特に専門学校において多く、また、平成27年度においては、約10万6千人の社会人が私立専修学校に在学している（職業訓練等の附帯事業を含む）。



※ 出典: 文部科学省 私立高等学校等実態調査（調査対象: 私立の専修学校）

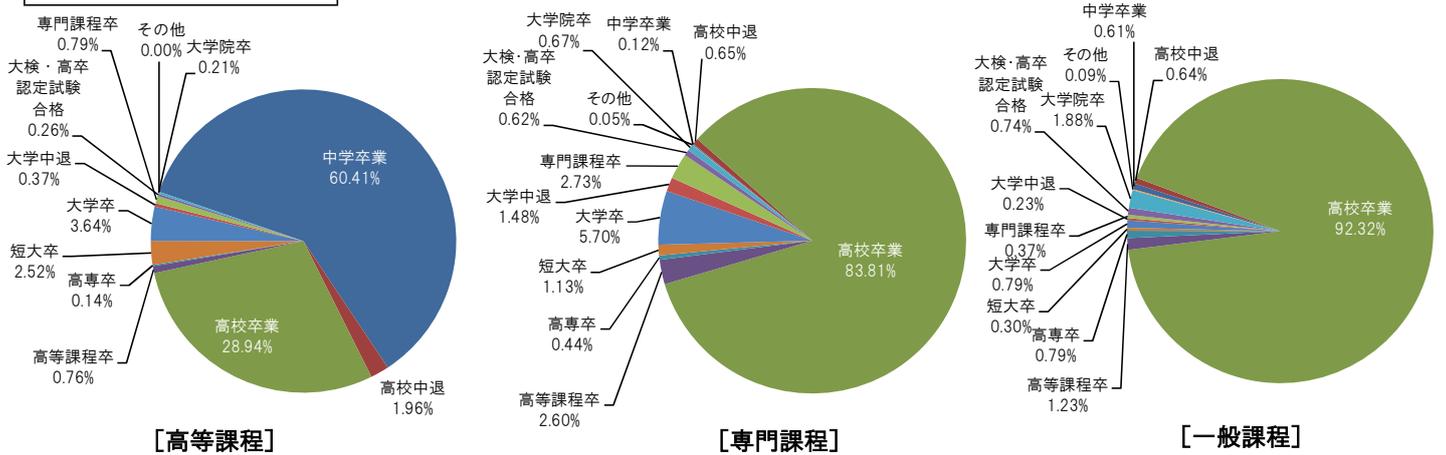
※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日現在において、職に就いている者、すなわち給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、企業等を退職した者、又は主婦等をいう。

在籍生徒の最終学歴（私立専修学校）

○在籍生徒の最終学歴

	在籍生徒の最終学歴(平成27年度)													合計
	中学卒業	高校中退	高校卒業	高等課程卒	高専卒	短大卒	大学卒	大学中退	専門課程卒	大検・高卒 認定試験 合格	大学院卒	その他		
高等課程	23,102(60.4%)	750(2.0%)	11,066(28.9%)	290(0.8%)	53(0.1%)	962(2.5%)	1,391(3.6%)	141(0.4%)	302(0.8%)	101(0.3%)	81(0.2%)	0(0%)	38,239	
専門課程	569(0.1%)	3,198(0.7%)	414,543(83.8%)	12,866(2.6%)	2,200(0.4%)	5,574(1.1%)	28,203(5.7%)	7,302(1.5%)	13,496(2.7%)	3,081(0.6%)	3,327(0.7%)	258(0.1%)	494,617	
一般課程	161(0.6%)	170(0.6%)	24,370(92.3%)	325(1.2%)	209(0.8%)	80(0.3%)	208(0.8%)	60(0.2%)	97(0.4%)	195(0.7%)	497(1.9%)	24(0.1%)	26,396	

各課程の最終学歴の割合



※出典：平成27年度私立高等学校等実態調査

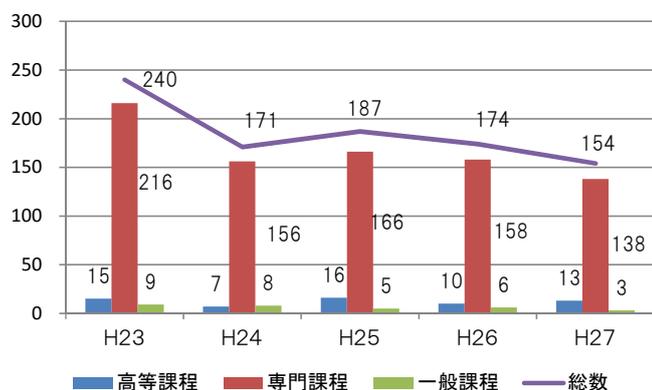
科目等履修生の状況（私立専修学校）

○科目等履修生の状況

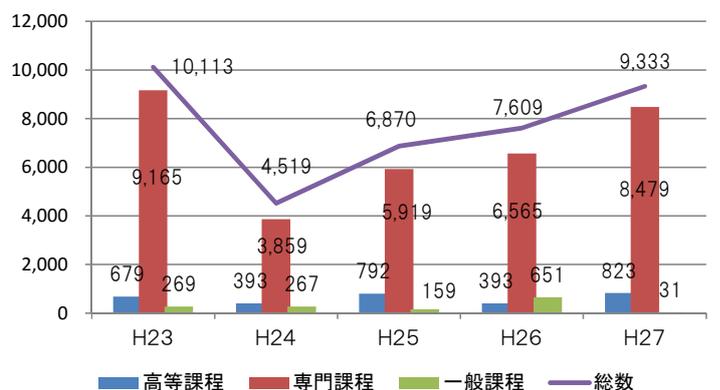
年度	学校数				生徒数			
	高等課程	専門課程	一般課程	総数	高等課程	専門課程	一般課程	総数
H23	15	216	9	240	679	9,165	269	10,113
H24	7	156	8	171	393	3,859	267	4,519
H25	16	166	5	187	792	5,919	159	6,870
H26	10	158	6	174	393	6,565	651	7,609
H27	13	138	3	154	823	8,479	31	9,333

「科目等履修生」とは、正規課程の一部の科目を履修する、専修学校生以外の者。（専修学校設置基準第15条）

○科目等履修生受入学校数の推移



○科目等履修生の推移



※出典：平成27年度私立高等学校等実態調査

大学等における社会人受入れの推進に関する教育関係の仕組み

社会人特別入学者選抜	<p>社会人に対する特別の入学者選抜</p> <p>【平成27年度実施状況】 大学:551校 入学者: 1,175人</p> <p>【平成24年度実施状況】 大学院:461校 入学者:8,144人</p>
夜間開講制	<p>夜間に授業を行う制度</p> <p>【平成28年度】</p> <p>夜間部又は夜間主コースを設置している大学数:42校</p> <p>夜間に教育を行う大学院数:329校</p>
科目等履修生制度	<p>大学等の正規の授業科目のうち、必要な一部分のみについてパートタイムで履修し、正規の単位を修得できる制度</p> <p>【平成26年度実施状況】(放送大学を除く)</p> <p>大学:732、履修生:30,607人</p> <p>【平成27年度実施状況】</p> <p>専門学校:138校、8,479人</p>
長期履修学生制度	<p>学生が職業を有しているなどの事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修し、学位を取得することができる制度</p> <p>【平成26年度実施状況】</p> <p>大学:350校、4,350人(学部916人、大学院:3,434人)</p>
通信制	<p>通信教育を行う大学学部、短期大学、大学院修士・博士課程及び専門学校</p> <p>【平成28年度実施状況】</p> <p>大学学部:44校 211,175人、うち放送大学学部 84,000人</p> <p>大学院:27校、8,466人 大学院(修士課程のみ):7,388人</p> <p>短期大学:11校、23,020人 専門学校:957人</p>
専門職大学院	<p>高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院</p> <p>【平成27年度設置状況】114校 162専攻</p> <p>うち、法科大学院54校54専攻、教職大学院27校27専攻</p>

大学院における短期在学コース・長期在学コース	<p>大学院の年限を短期又は長期に弾力化したコース</p> <p>但し、短期在学コース制度は修士・専門職学位課程のみ</p> <p>【平成24年度設置状況】</p> <p>短期在学コース :64校</p> <p>長期在学コース :81校</p>
履修証明制度	<p>社会人を対象に体系的な教育プログラム(120時間以上)を編成し、その修了者に対し、大学・専修学校等が履修証明書を交付できる制度</p> <p>【平成26年度実施状況】(放送大学を除く)</p> <p>大学:94校 受講者数:4,365人</p> <p>証明書交付者数:2,836人</p> <p>【平成26年度実施状況】</p> <p>専門学校:77校 証明書交付者数:2,435人</p>
サテライト教室	<p>大学学部・大学院の授業をキャンパス以外の通学の便の良い場所で実施する取組</p> <p>【平成26年度 サテライト教室の設置割合】</p> <p>大学:16.5%、短大:4.9%</p>
大学公開講座	<p>大学等における教育・研究の成果を直接社会に開放し、地域住民等に高度な学習機会を提供する講座</p> <p>【平成26年度開設状況】</p> <p>開設大学数:968大学等</p> <p>開設講座数:40,005講座</p> <p>受講者数:1,728,387人</p>

出典:文部科学省調べ

36

社会人の学び直しの推進について

第3回働き方改革実現会議(平成28年11月16日)
松野文部科学大臣 配布資料(抜粋)

現状・課題

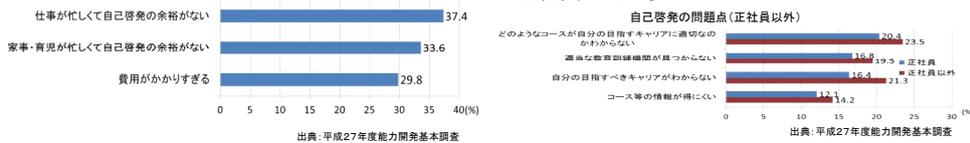
就職・転職のために学び直したい人の課題

- ① 経済的支援の充実
- ② 就職や資格取得などに役立つプログラムの拡充
- ③ 働きながら学べる教育機会の提供
- ④ 学び直し情報を得る機会の拡充 が上位



非正規雇用労働者の学び直しの課題

- ・仕事や家事・育児が忙しいが上位
- ・目指すキャリアやそのための学びがわからない人が正社員に比べて多い



女性の学び直しの課題

- ・家事・育児等との両立が課題
- 主婦が就職・再就職にあたって不安に思うこと 育児、介護、家庭との両立 47.8%

出典:女性とキャリアに関する調査

対応方策

ステップ1: 学びにつなげる

- > 女性のキャリアや学び、社会参画についての相談対応や各種の支援を男女共同参画センターで提供
- > インターネットを活用した学び直し情報の提供

- > 地域において学びの相談・支援を受けられる体制の整備促進
- > キャリア形成の気付きを促すキャリアコンサルティングの普及・促進※

ステップ2: 学び直しの強化を図る

負担感なく効率的に学びたい	<p>大学・専修学校</p> <p>働きながら学べる教育機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> > 短期間で学べるプログラム(ショートBP(仮称))認定制度の創設 > 大学、専修学校におけるe-ラーニングの活用強化 > 大学・専修学校が近くにない地域におけるICTも活用した公民館等での出前講座開設支援 <p>教育内容・体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> > 産業界と連携して教育課程を編成する体制の推進 <p>経済的支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> > 有給の教育訓練休暇の普及 > 雇用保険による給付活用(ショートBPの給付対象化検討)※
---------------	---

しつかり学びたい	<p>実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設</p> <p>働きながら学べるデュアル教育の提供(新たなモデルの構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> > 長期の履修も含め柔軟な修学期間設定で学位が取得できる仕組みの活用 > 短期プログラムの積み上げによる学位取得の仕組み(学内単位バンク等)の整備 <p>教育内容・体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> > 教育課程の開発・編成・実施における産業界との連携義務化 > 長期間の企業内実習の実施や実務家教員の配置の義務化 <p>経済的支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> > 企業内実習における有償の取組を推進 > 雇用保険による給付活用(新たな高等教育機関の課程の給付対象化検討)※ <p>奨学金制度等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> > 無利子奨学金の充実、所得連動返還型奨学金制度の導入、授業料減免の充実
----------	--

ステップ3: 学びを活かす、仕事につなげる

- > 大学等における社会人学生の就職支援体制強化(ハローワーク連携強化、ジョブカードの積極活用)
- > 企業内や業界内で職業能力が適切に評価される仕組みの整備※

転職・再就職へ!

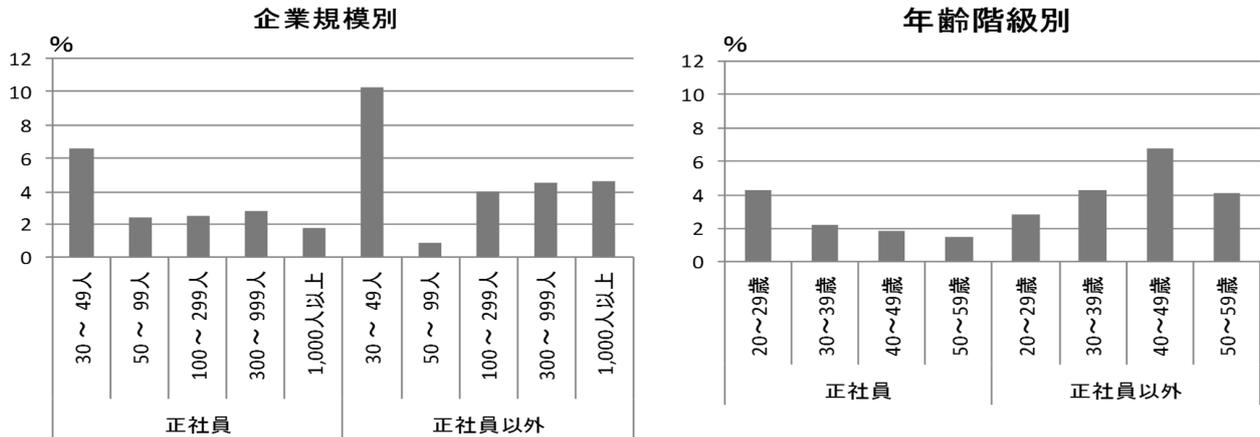
※印は、厚生労働省で実施している施策

37

社会人の学び直しの現状①

- 比較的小規模（30-49人）の企業に属している者で、また、正社員であれば若年層（20代）が、専修学校・各種学校において学ぶ確率が高い。
- 自己啓発実施者のうち専修学校・各種学校の講座を受講した労働者の割合は、正社員では2.4%にとどまるが、大学・大学院等の2倍近い。

＜自己啓発を実施した労働者に占める専修学校・各種学校の講座受講労働者割合＞



厚生労働省 平成27年度「能力開発基本調査」

38

社会人の学び直しの現状②

- 34歳以下の若年労働者の8割以上は能力開発の必要性を認識。

		職業能力習得・向上の必要性			
		合計	感じている	感じていない	わからない
合計		15,491	83.5	3.3	13.2
正社員	生え抜き正社員	6,970	89.2	2.4	8.4
	非正規経験正社員	1,522	85.2	2.6	12.3
キャリア類	正社員転職	1,261	86.1	3.3	10.6
	*** その他正社員	236	83.5	4.7	11.9
型	非正規社員 正社員経験非正規	2,888	77.3	4.5	18.2
	非正規のみ	2,537	73.6	4.8	21.6
	*** 非正規経歴不明	71	56.3	7.0	36.6

注：各区分の下段はカイ二乗検定で、***は0.1%水準、で統計的に有意であることを示す。

JILPT(2016)資料シリーズ No.171

若年者のキャリアと企業による雇用管理の現状：「平成25年若年者雇用実態調査」より

39

社会人の学び直しの現状③

- 能力開発が必要と考える者の約7割が自己啓発によって高めることを希望し、そのうち15.8%が専修学校・各種学校での学びを希望。

<自己啓発を行いたい若年労働者の希望する自己啓発方法>

		民間の各種学校・専修学校	大学、大学院(社会人向けコースを含む)	通信教育	公共職業訓練(求職者支援訓練を含む)	その他	不詳	合計(N)
男性	正社員転職希望あり	18.6	9.2	24.9	6.0	40.2	1.1	888
	正社員転職希望なし	12.9	6.0	32.5	4.8	42.4	1.4	1,540
	*** 正社員わからない	14.9	5.8	29.1	5.7	42.3	2.1	1,548
	非正規正社員希望	12.1	8.1	23.0	14.1	40.6	2.0	700
	非正規非正規希望	14.1	14.1	12.9	9.4	42.4	7.1	85
	** 非正規その他の希望	13.6	6.4	13.6	12.0	50.4	4.0	125
合計	14.5	7.0	27.8	6.9	41.9	1.8	4,886	
女性	正社員転職希望あり	18.4	7.8	33.9	7.4	30.6	1.9	729
	正社員転職希望なし	15.4	4.7	39.4	3.7	36.0	0.7	680
	*** 正社員わからない	15.4	5.7	37.0	3.8	36.6	1.5	970
	非正規正社員希望	20.1	4.9	29.2	15.4	28.4	2.0	1,149
	非正規非正規希望	14.2	2.8	38.0	13.5	28.8	2.7	527
	** 非正規その他の希望	18.0	6.0	22.3	13.3	38.2	2.1	233
合計	17.2	5.3	34.1	9.2	32.4	1.8	4,288	
合計	正社員転職希望あり	18.5	8.6	28.9	6.6	35.9	1.5	1,617
	正社員転職希望なし	13.7	5.6	34.6	4.5	40.5	1.2	2,220
	*** 正社員わからない	15.1	5.8	32.1	5.0	40.1	1.9	2,518
	非正規正社員希望	17.1	6.1	26.9	14.9	33.0	2.0	1,849
	非正規非正規希望	14.2	4.4	34.5	12.9	30.7	3.3	612
	*** 非正規その他の希望	16.5	6.1	19.3	12.8	42.5	2.8	358
合計	15.8	6.2	30.8	8.0	37.5	1.8	9,174	

JILPT(2016)資料シリーズ No.171

若年者のキャリアと企業による雇用管理の現状「平成25年若年者雇用実態調査」より

社会人の学び直しの現状④

- 平成26年度間の自己啓発実施率は、正社員42.7%、正社員以外16.1%であった。
- 自己啓発のネックは、時間（仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない・女性では家事・育児が忙しい）とお金（費用がかかりすぎる）。加えて、若い世代ほど、何を学んだらいいかわからない（どのようなコースが自分の目指すキャリアに適切なかわからない、自分の目指すべきキャリアがわからない）

<自己啓発の問題点別労働者割合>

	仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない	家事・育児が忙しくて自己啓発の余裕がない	休暇取得・定時退社・早退・短時間勤務等が会社の都合でできない	適当な教育訓練機関が見つからない	費用がかかりすぎる	コース等の情報が得にくい	コース受講や資格取得の効果が定かでない	自己啓発の結果が社内評価されない	どのようなコースが自分の目指すキャリアに適切かわからない	自分の目指すべきキャリアがわからない	その他
正社員	57.6	21.0	12.9	16.8	31.2	12.1	12.6	16.8	20.4	16.4	5.2
正社員以外	37.4	33.6	8.6	19.5	29.8	14.2	10.3	12.8	23.5	21.3	11.5

厚生労働省 平成27年度「能力開発基本調査」より

社会人の学び直しの現状⑤

- 企業による支援内容は授業料の（一部）負担、フレキシブルな勤務時間、通学を不利益としない確約など

図表6-4 受講する機関別・受講支援の内容（複数回答）

－無回答・支援非実施企業を除いた集計－

(単位:%)

	n	授業料の一部又は全部を会社が負担している	授業料以外の受講にかかる費用を援助	通学期間を長期有給休暇にしている	無給の休暇を取りやすくしている	授業のある時はフレキシブルな勤務時間としている	通学が理由で評価等に不利がない事を確約	通学している事を社内で公言しづらい雰囲気をつくす	その他
大学院での受講	117	65.0	33.3	6.0	5.1	34.2	29.1	17.1	6.0
大学での受講	90	61.1	32.2	5.6	8.9	27.8	24.4	18.9	7.8
専修学校・各種学校等での受講	230	73.9	34.3	4.8	7.0	23.5	14.8	8.7	5.7

注：大学院、大学、専修学校・各種学校等、それぞれでの従業員の受講に対する支援の内容や支援の対象となる分野について回答しなかった企業と、「特に支援は実施していない」と答えた企業を除いて集計。

JILPT(2015) 資料シリーズNo. 142

「企業における資格・検定等の活用、大学・大学院等の受講支援に関する調査」

専門実践教育訓練給付金の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大4年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の40%(上限年間32万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の50%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成30年度末までの暫定措置)

専門実践教育訓練の指定講座について

全指定講座数:2,417講座(平成29年4月時点)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程
講座数) 1,374講座
例)看護師、介護福祉士 等

②専修学校の職業実践専門課程
講座数) 884講座
例)商業実務、経理・簿記 等

③専門職学位課程
講座数) 90講座
例)MBA等

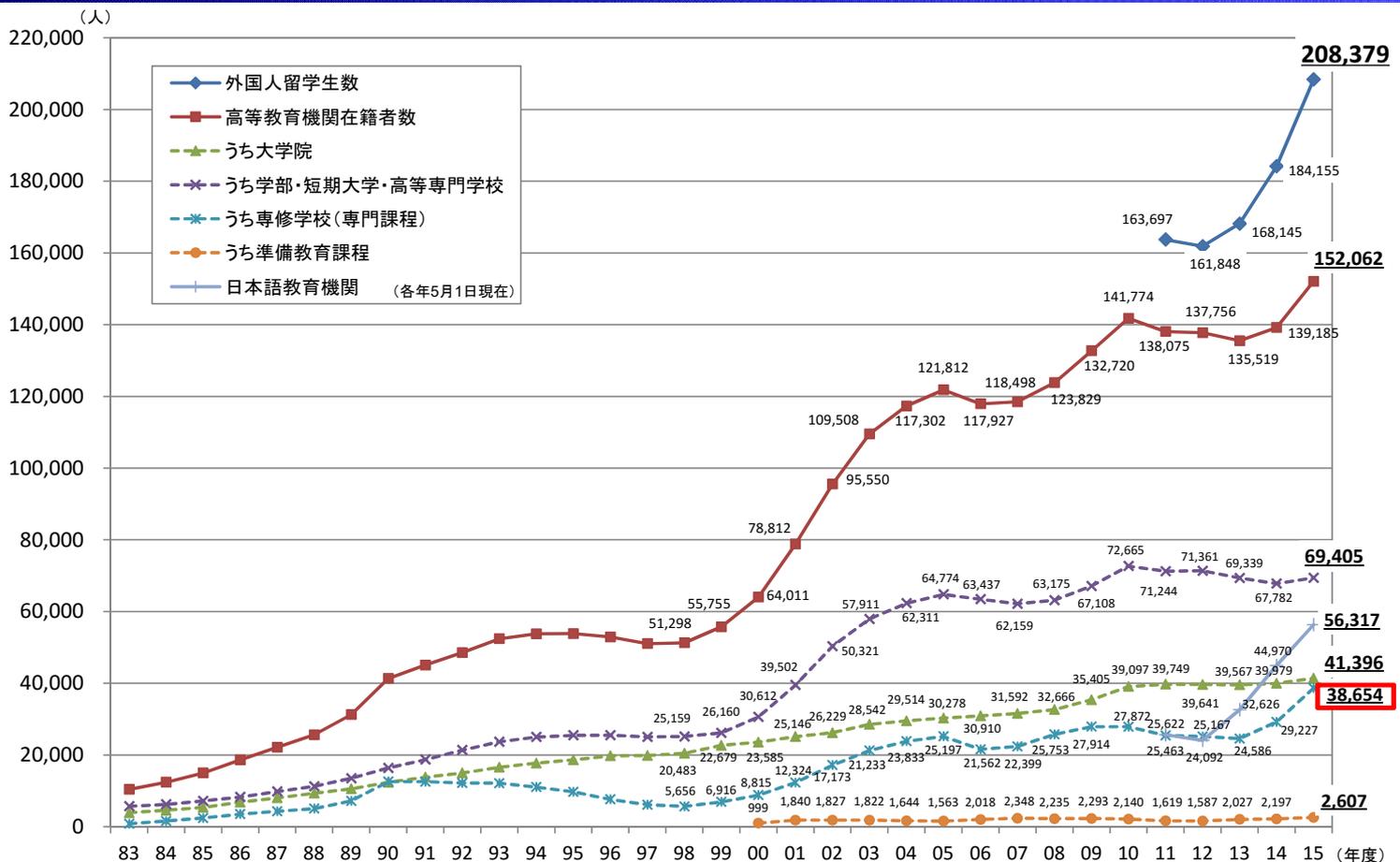
④大学等の職業実践力育成プログラム
講座数) 64講座
例) 特別の課程(工学・工業) 等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程
講座数) 5講座
例)シスコ技術者認定CCNP等

2. 人材養成関係

- ① 地域の人づくり・実践的な産学連携教育
- ② 社会人受入れ(社会人学び直し施策)
- ③ **グローバル化(留学生施策)**

学校種別・外国人留学生数推移



※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。

(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

分野別の外国人留学生の受入れの状況

分類	学科	留学生数(人)
工業関係	測量	26
	土木・建築	519
	電気・電子	107
	無線・通信	28
	自動車整備	667
	機械	124
	電子計算機	84
	情報処理	2,126
	その他	1,307
	農業関係	農業
園芸		56
その他		30
医療関係	看護	17
	歯科衛生	7
	歯科技工	18
	はり・きゅう・あんま	21
	柔道整復	18
	理学・作業療法	10
	その他	46
衛生関係	栄養	17
	調理	375
	理容	3
	美容	211
	製菓・製パン	448
	その他	30
教育・社会福祉関係	保育士養成	18
	教員養成	3
	介護福祉	99
	社会福祉	242

分類	学科	留学生数(人)
教育・社会福祉関係	保育士養成	18
	教員養成	3
	介護福祉	99
	社会福祉	242
	商業	4,866
商業実務関係	経理・簿記	1,011
	秘書	13
	経営	953
	旅行	1,431
	情報	3,384
	ビジネス	101
	その他	383
	服飾・家政関係	家政
和洋裁	1,392	
編物・手芸	170	
ファッションビジネス	370	
その他	29	
文化・教養関係	音楽	321
	美術	207
	デザイン	1,234
	外国語	2,300
	演劇・映画	169
	写真	104
	通訳・ガイド	1,277
	動物	87
	法律行政	318
	スポーツ	21
	その他	2,980
日本語	8,671	
合計		38,654

出典：日本学生支援機構「平成27年度外国人留学生在籍状況調査」

専門学校における外国人留学生の入学者数の状況

	ベトナム	中国	ネパール	台湾	韓国	ミャンマー	スリランカ	インドネシア	タイ	モンゴル	フィリピン	インド	マレーシア	バングラデシュ	ロシア	カンボジア	香港	その他	合計
工業	1,342	979	473	98	152	50	62	38	22	15	7	41	13	10	8	7	14	63	3,394
農業	2	1	4	0	0	6	1	1	0	0	1	2	1	0	0	0	0	12	31
医療	4	42	1	7	9	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	68
衛生	68	215	10	109	157	4	2	15	9	10	3	1	8	0	0	0	3	13	626
教育	83	78	56	0	1	7	5	5	2	3	9	0	0	0	0	1	0	0	250
商業	1,797	1,544	1,633	111	108	95	125	18	27	35	17	9	3	17	7	8	3	40	5,597
服飾	86	187	21	43	62	13	1	5	6	3	0	0	3	0	1	0	0	16	447
日本語科以外	890	1,361	301	260	224	114	38	54	27	25	6	3	20	6	10	2	4	80	3,425
日本語科	1,503	749	438	225	68	29	20	29	41	19	13	2	4	9	1	6	0	71	3,227
全体	5,775	5,156	2,937	853	781	318	254	167	134	112	56	57	52	42	27	24	24	296	17,065

出典：全国学校法人立専門学校協会「専門学校における留学生受け入れ実態に関する調査研究報告書-平成27年度-」

外国人(留学生を含む)が就職する際に取得する在留資格

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動	作曲家、画家、著述家等
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
技能実習	本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動等	技能実習生
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等

(注) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成28年法律第88号)が平成28年11月28日に公布され、在留資格「介護」が新たに創設(当該規定は、公布の日から起算して1年以内に施行予定。なお、平成29年4月から施行日までの間についても、申請に基づき在留資格「特定活動」を許可することにより、介護福祉士として就労することを認める特例措置が実施。)

出典：入国管理局ホームページをもとに作成

専修学校グローバル化対応推進支援事業

平成29年度予定額：252百万円【新規】

背景

【日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)】(抜粋)

第Ⅱ.3つのアクションプラン
 2. 雇用制度改革・人材力の強化
 ⑦グローバル化等に対応する人材力の強化
 優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること(「留学生30万人計画」の実現)を目指す。

【日本再興戦略(平成28年6月2日閣議決定)】(抜粋)

ii) 高等教育等を通じた人材力の強化
 専修学校についても、グローバル化に対応した人材育成のための留学生受入れ促進等に関する方策や、「職業実践専門課程」の実績検証等を含めた専修学校教育の在り方について、本年度中に検討し、産業界のニーズを踏まえた専修学校の専門人材の育成機能の強化と質の保証・向上を図るために必要な制度的措置等を来年度までに講じる。

過去の取組・成果

【専修学校留学生就職アシスト事業】(～H28)



専修学校(専門課程)の外国人留学生の増加



課題

留学生の急増への対応

非漢字圏の留学生増加(ハトナム、初等)等

受入れ分野拡大の可能性(介護分野等)

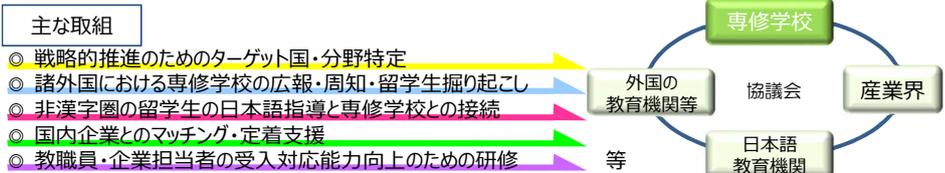
入口から出口に至るまでの連携体制構築

新たな課題にも対応した総合的・戦略的な留学生施策推進の必要性

事業内容

I 各地域における留学生の戦略的受入れに向けた体制整備

諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、専修学校への留学に係る入口から出口に至るまでの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築する。



II 継続的な実態把握等

専修学校の外国人留学生の留学動向やその後の就職状況、並びに日本人学生の留学状況について、全国的な調査を実施するとともに、広報ツールを更新する。

